

那覇市日常生活用具給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活を営むのに支障がある障害者又は障害児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 用具の給付の対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市に居住地を有する障がい者等（法第19条第3項に規定する特定施設に入所する直前の居住地が本市にあった者を含む。）であること。
- (2) 別表の種目の欄に掲げる種目について、在宅・施設の区分及び給付対象者の欄に該当する者であること。ただし、紙おむつ等については、グループホームや有料老人ホーム入所者を在宅とみなす。

(用具の種目及び上限額等)

第3条 給付の対象となる日常生活用具の種目、上限額、性能及び耐用年数は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 用具は、原則として1種目につき1個の給付とし、前回の支給決定日から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、再給付しない。ただし、那覇市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる種目の給付個数等については、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) T字状・棒状の杖 2個を限度とする。
 - (2) 排泄管理支援用具 申請した日の翌月からの給付とし、1回に給付できる個数は1ヶ月単位で6ヶ月分までとする。ただし、年度を越えて給付することはできない。
 - (3) 入浴補助用具及び聴覚障害者用屋内信号装置 対象用具の額の合計額は、上限額の範囲内とする。
 - (4) 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。） 1人につき1回限りとする。
 - (5) 火災警報器 1人につき3台を限度とする。（給付の対象となる設置部分は、既に設置済みの部分を除き、寝室、階段、又は台所にそれぞれ1台ずつとする。）

- (6) 電磁調理器及び視覚障害者用体重計(障害者)、視覚障害者用体温計並びに視覚障害者用血圧計 世帯に給付対象者が複数人いる場合においても、給付は世帯にそれぞれ1台を上限とする。

(関係各法等に基づく給付との調整)

第4条 前条の規定にかかわらず、関係各法及び市の他の制度において、この要綱による用具の給付に相当する給付又は貸与が受けられる者については、この要綱による給付は行わない。

(用具の給付申請)

第5条 用具の給付を受けようとする障がい者等又はその保護者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具販売業者(この場合、那覇市日常生活用具費の代理受領に係る日常生活用具業者の登録等に関する要綱に基づく業者登録を行っている業者をいう。以下「用具業者」という。)が発行する見積書(点字図書の場合は、点字図書給付対象出版施設の発行する点字図書発行証明書)を添えて、日常生活用具給付申請書(第1号様式)を福祉事務所に提出しなければならない。

- 2 住宅改修費の給付の申請者については、前項に規定する提出書類に加えて工事図面を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工事図面の添付が困難な者についてはこの限りでない。

(用具の給付決定等)

第6条 福祉事務所長は、前条に規定する申請を受けたときは、日常生活用具給付調査書(第2号様式)を作成し、給付の適否を決定する。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書(第3号様式)によりその旨を通知するとともに、日常生活用具支給券(第4号様式。以下「支給券」という。)を交付するものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の規定により申請を却下する決定をしたときは、申請者に対して日常生活用具給付却下通知書(第5号様式)により、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 4 難病患者等の場合、特定医療費(指定難病)受給者証又は医師の診断書にて難病患者等であることが確認できる者で、医師の意見書等により給付が必要と認められるものに給付を決定するものとする。

(用具の購入等)

第7条 前条第2項により給付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、支給券の有効期限内に、当該用具を販売する用具業者に対し支給券の提出及び次条第1項の利用者負担額を支払いのうえ、用具を購入するものとする。

- 2 用具業者は、前項により受給者から利用者負担額の支払いを受けたときは、当該支払いに関する領収書を交付しなければならない。
- 3 受給者が支給券の有効期限内に用具を購入することができないやむを得ない理由があると福祉事務所長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、受給者は給付券の有効期限経過後に用具を購入することができる。
- 4 用具業者は、受給者に用具を販売するときは、当該用具の使用方法や使用に関する注意事項について、文書かつ口頭により説明しなければならない。
- 5 用具業者は、受給者に対する用具の販売に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、不当な差別的取扱をしてはならない。

(利用者負担額及び用具費)

第 8 条 受給者の用具の購入に要する費用の一部負担額(以下「利用者負担額」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる上限額(用具の購入に要する費用が別表に掲げる上限額より廉価なときは当該額、以下「基準額」という。)の 100 分の 10 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、生活保護受給世帯の場合は、この限りでない。
 - (2) 前号で定めた利用者負担額の月額上限額は、24,600 円とする。
 - (3) 受給者は、用具の購入に要する費用が別表の上限額を超えるときは、前 2 号の利用者負担額に加え、当該超えた額についても用具業者に支払わなければならない。
- 2 用具の給付に係る公費負担額 (以下「用具費」という。)は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 用具費は、基準額の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、受給者が生活保護世帯の場合は 100 分の 100 とする。
 - (2) 前項で算出した利用者負担額が 24,600 円を超える場合の用具費は、当該基準額から 24,600 円を控除して得た額とする。

(用具費の請求及び支払い等)

第 9 条 用具業者は、福祉事務所長に対して用具費を請求する場合は、代理受領に係る日常生活用具費支払委任状(第 6 号様式。以下「支払委任状」という。)及び支給券を添えて、支給券に記載されている支払請求期限内に提出しなければならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定による用具業者から用具費の適正な請求を受けた場合は、請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに、当該請求額を支払うものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の規定による支払いを行ったときは、受給者に対し用

具費の給付があったものとみなす。

- 4 支給券の効力は、用具業者の支払請求期限を超過したときに消滅する。ただし、福祉事務所長が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。

(用具の管理)

第 10 条 受給者は、善良なる管理者の注意義務をもって当該用具を管理しなければならない。

- 2 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(用具の返還)

第 11 条 福祉事務所長は、受給者が前条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 12 月 19 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 21 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。